法人保存

FB0611

令和 2年 5月31日
税務署長殿

納税地 東京都港区赤坂6-12-11 赤坂甲陽ビル
電話(03)5575−3111

(フリガナ) コウエキザイダンホウジンカゼニタツライオン
法人名 公益財団法人 風に立つライオン基金
法人番号 7010405014109
(フリガナ) フルタケ コウイチ
代表者 記名押印 古竹 孝一
代表者 住所

法人区分 ①
事業種目 興行・スポーツ等の興行
資本金の額又は出資金の額 円
同上が50億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの
同族区分 特定同族会社 同族会社 非同族会社
旧納税地及び旧法人名等
添付書類 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

税務署処理欄

青色申告 一連番号
整理番号 00295944
事業年度(至) 年 月 日
売上金額 百万 千 百
申告年月日 年 月 日
通信日付印 確認印 庁指定 局指定 部署等 区分
年月日
申告区分
法人税 中間 確定 修正 地方法人税 中間 確定 修正

平成・令和 31 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税 確定 申告書
平成・令和 2 年 3 月 31 日 課税事業年度分の地方法人税 確定 申告書
(中間申告の場合 平成・令和 年 月 日 の計算期間 平成・令和 年 月 日)

翌年以降還付要否 要 否
税理士法第30条の書面提出有 有
適用額明細書提出の有無 有 無
税理士法第33条の2の書面提出有 有

国税一 各事業年度の所得に係る申告書—内国法人の分……平三十一・四・一以後終了事業年度等分

この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額(別表四「47の①」)	1	4718454
	法人税額(53)+(54)+(55)	2	707700
	法人税額の特別控除額(別表六(六)「4」)	3	
	差引法人税額(2)−(3)	4	707700
	通算納税の承認を取り消された場合等における控除された法人税額の特別控除額の加算額	5	
	土地譲渡利益金額(別表三(二)「5」+別表三(二の二)「5」+別表三(三)「5」)	6	000
	同上に対する税額(22)+(23)+(24)	7	
	課税留保金額(別表三(一)「4」)	8	000
	同上に対する税額(別表三(一)「8」)	9	
	法人税額計(4)+(5)+(7)+(9)	10	00
	(外国税額控除に関する明細書第二号様式の1の(1)「7」+別表六(二)の十二「9」)	11	707700
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12	
	控除税額(10)−(11)と(8)のうちから少ない金額	13	
	差引所得に対する法人税額(10)−(11)−(12)−(13)	14	707700
	中間申告分の法人税額	15	00
	差引確定法人税額(14)−(15) (中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(24)へ記入)	16	707700
この申告書による地方法人税額の計算	課税標準法人税額の計算 基準法人税額 所得の金額に対する法人税額(14)+(31)+(32)−(30)の金額	33	707700
	課税留保金額に対する法人税額(30)	34	
	課税標準法人税額(33)+(34)	35	707000
	地方法人税額(58)	36	3108
	課税留保金額に係る地方法人税額(59)	37	
	所得地方法人税額(36)+(37)	38	3108
	(外国税額控除に関する明細書第二号様式の1の(1)「7」+別表六(二)の十二「9」)と(38)のうちから少ない金額	39	
	外国税額の控除額(別表六(二)「50」)	40	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41	
	差引地方法人税額(38)−(39)−(40)−(41)	42	3100
	中間申告分の地方法人税額	43	00
	差引確定地方法人税額(42)−(43) (中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(44)へ記入)	44	3100

控除税額の計算	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	17	
	外国税額(別表六(二)「20」)	18	
	計(17)+(18)	19	
	控除した金額(13)	20	
	控除しきれなかった金額(19)−(20)	21	
土地譲渡税額の内訳	土地譲渡税額(別表三(二)「27」)	22	0
	同上(別表三(二の二)「26」)	23	0
	同上(別表三(三)「23」)	24	00
この申告による還付金額	所得税額等の還付金額(21)	25	
	中間納付額(15)−(14)	26	
	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	27	外
	計(25)+(26)+(27)	28	
この申告が修正申告である場合	この申告前の所得金額又は欠損金額(既に)	29	外
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(既に)	30	00
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」+別表七(二)「9」、若しくは「21」又は別表七(三)「9」)	31	
	繰越し過ぎ欠損金又は災害損失金(別表七(一)「5の合計」)	32	
この申告による還付金額(43)−(42)		45	外
この申告が修正申告である場合	この申告前の 所得の金額に対する法人税額(既に)	46	
	課税留保金額に対する法人税額(既に)	47	
	課税標準法人税額(70)	48	000
	この申告により納付すべき地方法人税額(既に)	49	00

剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額

残余財産の最後の分配又は引渡しの日 平成・令和 年 月 日
決算確定の日 平成・令和 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等 銀行 金庫・組合 農協・漁協 本店・支店 出張所 本所・支所 預金 郵便局名等
口座番号 ゆうちょ銀行の貯金記号番号 −
※税務署処理欄

税理士署名押印